

新型コロナウイルス感染症の影響により

国民健康保険税などの納付が困難な人は相談を

- 問い合わせ ▷減免申請について＝課税係
- ▷納付等の問い合わせ＝収納係

新型コロナウイルス感染症およびまん延のための対策等の影響により、収入が減少した場合は、減少の割合などに応じて、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。収入の減少により納付が困難な人は、電話などでご相談ください。

各種保険税料の減免について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれるなど、要件に該当する場合は、各種保険税料の減免を受けることができます。

対象

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
⇒全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
⇒一部または全額を免除

対象要件

世帯の主たる生計維持者について

- ▷事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれか（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年に比べて30%以上減少する見込み
- ▷前年の所得の合計額が1,000万円以下（国保・後期の減免を受ける場合のみ該当）
- ▷収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

減免額

前年の合計所得金額等により計算された減免対象保険税料額と、合計所得金額に応じた減免割合により減免額が決まります。

対象の保険税料

令和3年度分の一部の保険税料（年度末に資格取得した場合のみ）と令和4年度分の保険税料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

>> 減免の申請について

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税料の減免については、収入減少を要件とする減免を申請される場合、年間の収入が確定する12月末までの期間は分納などのご相談で対応いたします。上記の条件に該当する人は、まずはご相談ください。